

鳥獣害対策の現場から(10)

リレー随筆

北海道のエゾシカ対策

(北海道農政部農業改良課 いしぐさまさふみ 石黒正史)

はじめに

今、北海道ではエゾシカによる農業被害が深刻な事態となっている。特に道東地域(十勝, 釧路, 網走, 根室)を中心に、この10年間で急増し平成9年度の被害額は約50億円に達している(図-1)。この被害額については、その把握の難しさから多少のブレはあるものの、ベクトルとして異常な増加傾向を示している。シカによる被害が深刻でありかつ大問題であるとされる理由は、被害額の大小ではなく、むしろ「毎年発生し、かつ同じ場所で発生する」という点にある。言い換えれば、同一の農家が毎年ダメージを受けているということであり、離農まで考えざるを得ない農家すら見られている。理由のもう一点は、シカによる被害の大部分が明確には共済の対象となっていない点にある。被害を受ける農家が固定している状況のもとでは、共済制度が成り立ちにくいといった事情、また被害を受けている農家が自分自身で保障する結果になるといった矛盾が発生すること、また春先の被害が収穫

時に及ぼす影響の判定が難しいことなどによるものと思うが、いずれにしても現状ではエゾシカも含めた野生鳥獣被害に対する抜本的な補償・保険制度はない。

農家の心情としては、「つい少し前までは問題にするほどの被害はなかった。ここまでシカが増え被害も増えたのは、様々な要素が複合しているとしても、その一端は長期にわたった(わたりすぎた)国や道の保護施策であり、せめて7, 8年前に手を打っていれば」であり、「被害防止、さらには被害保障等の対策を国、道が主体となって講じるべきである」といった意見が大宗である。

また、すべてのシカを駆除せよと主張する農家はいない。「畑に出て来なければ、見ている分にはかわいい。数を減らすなり、柵をはるなり、なんとかしてほしい」、との声である。

1 エゾシカ総合対策

こうしたことから道は、平成9年度から関係部局の連携による「エゾシカ総合対策」をスタートさせた。緊急的に3年間で生息水準を半減させ、その後適正な生息水準を維持すること等を内容とした「保護管理計画」の策定のほか、被害防止対策、有効活用対策等を実施している(図-3)。

被害防止の手法として古くは、のり網、爆音機などを使用した。しかし、飛び越え、慣れ等から効果が持続せず、その後、電気柵が普及した。比較的安価な経費で大きな効果を得ることができるものの、しかしこれも近年、地域によっては防止効果が薄れる傾向にある。また、冬期間の撤去、夏場の下草刈りなどメンテナンスで農家の労働負担が伴う等の面もある。

こうしたことから、平成7年ごろからは、金網や樹脂ネットを用いたフェンスタイプのシカ柵整備が主流となっている。農林水産省の公共事業、非公共事業を活用し整備を進めているが、整備費は1m当たり4~5千円を要し、事業主体である農協等の補助残50%の負担もそれなりのものとなる。このため、道では、畑総合事業、中山間等の公共事業については農地パワーアップ事業(道と市町村で負担のかさあげをし農家負担を5%に軽減する事業)の対象工種とするとともに、生産体制強化、畜産総合等の非公共事業には40%の道費上置きを実施し、地元負担割合をおおむね10%程度に低減している。

この結果、現在、道内で約1,000kmのフェンスが整備されており、全体計画ではなお同程度の整備量が必要となっている。国費、道費予算の状況にもよる

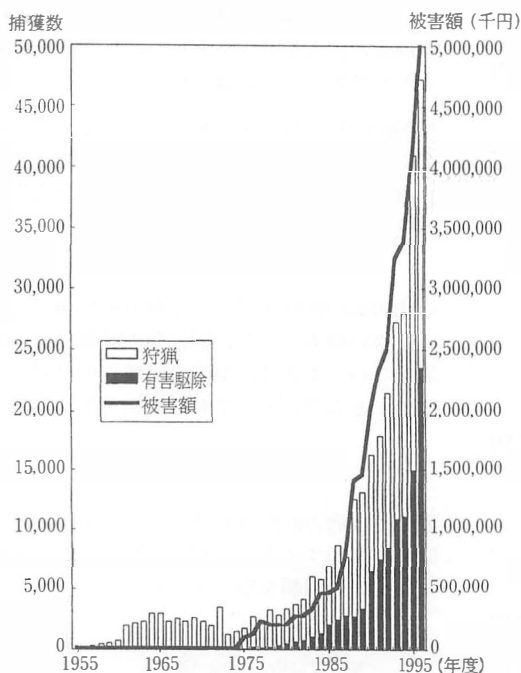


図-1 農林業被害額の推移と捕獲数の推移



図-2 放牧中の牛とともに牧草を食べているエゾシカ
(鶴居村)

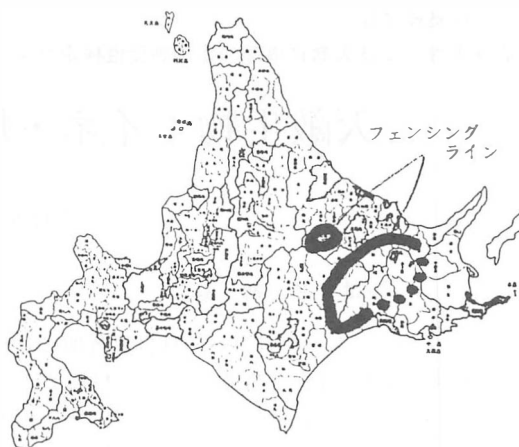


図-4

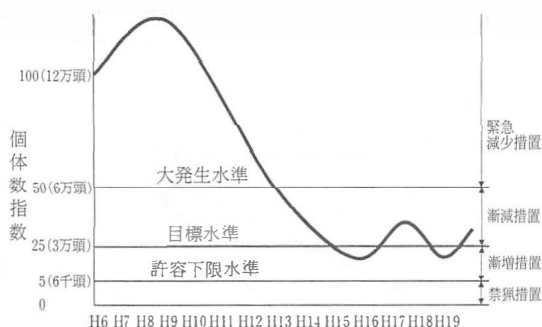


図-3 個体数管理の概念図

正な生息数管理対策を連携し実施すること、

② シカ肉等の有効活用を推進し、得られた利益を被害対策や保護管理対策に還元するシステム化を図ること、

の2点にあると考えている。

しかし、前述のとおり柵整備は、その大半を農林水産省の補助事業により進めているが、いうまでもなくこれらの事業は、本来は生産基盤の整備を進めるための事業であり、そのため受益者負担の理念から地元負担（農家負担）を伴うこととなっており、現在、道、市町村等で軽減対策を加えつつ整備を実施しているが、本来の姿からは変則である。また将来的には柵の維持管理への対応も必要となる。

また、現在、エゾシカを適正な生息水準に削減するための緊急措置として「狩猟」「有害駆除」の区域・期間等の見直しを行い捕獲圧を調整しているが、今後望ましい生息水準が安定化した状況のもとにあっては、保護管理の視点から実施する「管理駆除（コントロール・ハンティング）」が必要になるものと考えられる。年々、ハンター数が減少し、一方で鉛弾によるワシ類の中毒問題が発生しているが、これらに対応するうえからも検討に値するものと考えられる。

国民共有の財産である野生鳥獣や森林を後世に健全な形で残すため、さらには人間社会との安定的な共生関係を築くためにも、今後において、保護管理計画の達成のために必要な手段、被害防止を本旨とする整備事業。さらには、そうした対策を講じてもおお発生する被害に対する救済措置など、これら事項が網羅された、いわば「野生鳥獣との共生関係確立総合事業」とでも言うべき制度・事業が、国民的なコンセンサスのもと創設されることを念願している。

が、一定程度の整備を終えるためには、あと3、4年程度は要する見込みとなっている。

最も生息密度が高く被害の程度も甚大な阿寒湖周辺市町村において精力的に整備を進めているが、こうした整備については、柵の設置に伴いシカが移動し被害地域も移動したとの意見もある。対策の推進過程においては、そうした面もありうることから、被害程度の高い地域を優先し緊急かつ計画的に整備を進めている。

2 今後の方向性と課題

いずれ相当程度のシカ柵整備が終了すれば、農業被害は大幅に軽減されることとなる。しかし、柵整備の結果、農地と森林は柵でセパレートされ、地域によっては森林が柵で囲まれる事態も発生する。放置すれば森林被害が甚大になることが懸念され、そうならないためにも森林の中での適正な生息数管理がますます重要になるものと考えている（図-4）。

森とエゾシカと人が共生関係を築いていくためのポイントは、

① 柵による被害防止対策と保護管理計画による適